

議案第 36 号

目黒区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 5 日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区印鑑条例の一部を改正する条例

目黒区印鑑条例（昭和 50 年 3 月目黒区条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号中「、氏名の氏」を「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名、氏名の氏（旧氏を含む。以下同じ。））」に改め、同条第 2 号中「氏名」の次に「又は旧氏」を加える。

第 8 条第 3 号中「氏名」の次に「（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあっては、氏名及び当該旧氏）」を加える。

付 則

この条例は、令和元年 11 月 5 日から施行する。

（説明） 住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 152 号）が施行されることに伴い、旧氏を用いた印鑑の登録に関し必要な事項を定めるため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
(登録印鑑の制限) 第7条 区長は、登録の申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合 合は、当該印鑑の登録をすることができない。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名（外国人住民（住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。）にあつては、住民基本台帳に記録されている通称又は氏名の片仮名表記を含む。以下同じ。）<u>、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名、氏名の氏（旧氏を含む。以下同じ。）若しくは名又は氏名の氏及び名の各一部を組み合わせたもので表していないもの</u> (2) 職業、資格その他の氏名又は旧氏以外の事項をあわせて表しているもの (3)～(6)（現行に同じ。） (印鑑登録原票) 第8条 区長は、印鑑登録原票を備え、次に掲げる事項を登録する。	(登録印鑑の制限) 第7条 区長は、登録の申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合 合は、当該印鑑の登録をすることができない。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名（外国人住民（住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。）にあつては、住民基本台帳に記録されている通称又は氏名の片仮名表記を含む。以下同じ。）<u>、氏名の氏若しくは名又は氏名の氏及び名の各一部を組み合わせたもので表していないもの</u> (2) 職業、資格その他の氏名以外の事項をあわせて表しているもの (3)～(6)（省略） (印鑑登録原票) 第8条 区長は、印鑑登録原票を備え、次に掲げる事項を登録する。

(1)・(2) (現行に同じ。)	(1)・(2) (省略)
(3) 氏名 <u>(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては、氏名及び当該旧氏)</u>	(3) 氏名
(4)～(6) (現行に同じ。)	(4)～(6) (省略)